

前回の流山市福祉施策審議会における修正・追加箇所について

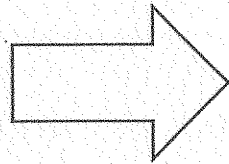
1 各サービス利用対象者の表記

(1) マークの追加

各サービス利用対象者について、身体障害者が利用できるサービスを「身」で表記していましたが、身体障害者を細分化し、視覚障害者と聴覚障害者のマークを追加することで、障害者等が利用できるサービスを分かりやすくしました。

変更前

- ①身体障害者 身
- ②知的障害者 知
- ③精神障害者 精
- ④発達障害者 発
- ⑤難病 難
- ⑥障害児 児



変更後

- ①身体障害者 身
- ②身体障害者のうち、視覚障害者 視
- ③身体障害者のうち、聴覚障害者 聴
- ④知的障害者 知
- ⑤精神障害者 精
- ⑥発達障害者 発
- ⑦難病 難
- ⑧障害児 児

(2) 各サービスのマークの変更

利用対象者のマーク表記を細分化したことに伴って、以下のサービスについて表記を変更しました。

- ①同行援護 身 → 視
- ②意思疎通支援事業 身 児 → 聴 児
- ③点字・声の広報等提供事業 身 児 → 視 児

2 用語集の追加

用語集に以下の用語を追加しました。

・現物給付

現物給付とは、医療機関の窓口で定額一部負担金以外の費用を支払うことなく、診療、薬などの医療サービスを受けられる仕組みのことです。

これまで重度障害者医療費助成については、対象者が医療機関等に費用をいったん支払い、その後、一部負担金について市へ請求することで助成を受ける償還払い方式がとられていました。

平成27年8月から現物給付化へと制度が変更になり、対象者（身体障害者、知的障害者）は、市が発行する重度心身障害者（児）医療受給券を提示することで、市で定められた重度心身障害者医療自己負担金（通院1回につき300円、入院1日につき300円）のみ支払っていただき、差額分を市が千葉県国民健康保険団体連合及び社会保険診療報酬支払基金千葉県支部を介し、医療機関等に支払うこととなりました。